

関区民ホール・センター施設の利用について

令和 8 年 8 月 7 日発行

登録・抽選・予約に関する基本的な内容は、「公共予約システム利用者ガイドブック」（以下、ガイドブックと表記）をご確認ください。この利用案内では、ガイドブックに掲載されている内容のうち、特にお問い合わせの多い項目、分かりにくいと感じられやすい項目、当施設特有の運用やルールについて、補足説明としてまとめています。

◆ 新公共予約システムについて

● 利用者登録と団体登録の仕組み

新しい公共予約システムでは、まず代表者の方を「利用者」として登録していただきます。その後、必要に応じて団体を作成し、活動内容（種目）に合わせて団体登録を行います。

● 複数の団体を作成できる場合（ガイドブック P10 重複登録の禁止について）

同じ代表者が、活動が同じ複数の団体をつくることはできません。ただし、活動内容が異なる場合は複数の団体を作成できます。

＜例：既に A サークルで登録している利用者 A さんが 2 つ目の団体を作りたい場合＞

*A サークル（利用種目：音楽練習）／B 同好会（音楽練習）・・・×

*A サークル（利用種目：音楽練習）／C 愛好会（ダンス）・・・○

この場合は、利用者は ID を 2 つ取得し、種目の違う 2 つの団体の代表者として申請してください。

● 利用者登録に必要な身分証明書（ガイドブック P12 【必要書類】）

利用者登録の際は、個人を確認できる身分証明書をご提示いただきます。

使用できる身分証明書の例：マイナンバーカード 運転免許証 など

※学生証・社員証・名刺など、個人を確実に特定できないものはご利用いただけません。

● 「ホームグラウンド制度」の廃止について

旧システムで運用されていた「ホームグラウンド制度」は、新システムでは廃止されました。これまで当センターでは、当センターで団体登録をした場合または、他施設から「ホームグラウンド」を移行した場合に「ホームグラウンド」施設として扱われ、登録されている施設のみ抽選に参加できる仕組みになっていました。

新システムではこの制度がなくなり、システムで利用できるすべての施設の抽選に参加できるようになりました。

● 「主な利用施設」について（ガイドブック P3 予約システムの対象施設）

Web で団体登録を申請する際、「主な利用施設」を選ぶメニューがあります。この「主な利用施設」は、団体の審査を行う施設を選ぶためのもので、どの施設を選んでも審査自体は同じように行われます。ただし、施設ごとに利用できる活動種目が異なります。そのため、「主な利用施設」で審査が許可されても、選んだ施設では活動種目の関係で利用できない場合があります。

● 企業・法人の方へ

企業や法人として団体登録を行う場合でも、担当される方ご本人の身分証明書で利用者登録をしていただく必要があります。

◆ 団体区分（1 類・2 類）について

● 団体区分とは

新しい公共予約システムでは、団体を「1 類」「2 類」に分けています。この区分によって、抽選に参加できる時期や予約開始日が変わります。団体区分は、施設の予約をスムーズに行うための仕組みです。

● 他の施設での「2 類（優先団体）」について

地区区民館や勤労福祉会館など、一部の施設では「2 類（優先団体）」を設定しています。2 類（優先団体）になると抽選に早い時期から参加できます。一般予約の開始日も早くなります。

※区外の団体でも、施設が「2 類」と認めた場合は優先制度が適用されます。

<例>

1 類の区外団体：利用日の 2 週間前から予約可能

同じ団体が特定施設で 2 類と認められた場合：3～4 か月前の抽選に参加でき、予約開始も早くなります。

● 関区民ホールを「主な利用施設」として登録しようとしている方へ

関区民ホールには優先制度がなく、すべての団体が「1 類」として扱われます。そのため、他の施設で「2 類（優先団体）」として登録されている場合でも、関区民ホールでは優先制度は適用されません。

他施設の優先制度を利用したい場合は、関区民ホール・センターを「主な利用施設」として登録しても、優先制度がある施設の窓口で、2 類の追加手続きを行ってください。

また、優先制度をご希望の団体は、

Web 申請の場合：優先制度がある施設を「主な利用施設」として申請することをおすすめします

窓口申請の場合：ご希望の優先制度を扱っている施設で申請することをおすすめします

◆ 団体登録に必要な書類・情報（利用者向け）

● 団体登録に必要な書類

窓口で申請する場合：団体登録申請書 団体構成員名簿

Web で申請する場合：申請画面で必要事項を入力 団体構成員名簿（PDF・画像など）を添付

● 利用者（代表者）登録に必要な身分証明書

利用者登録には、公的な本人確認書類が必要です。

使用できる身分証明書の例：マイナンバーカード 運転免許証 など

※学生証・社員証・名刺など、個人を特定できないものは使用できません。

● 団体構成員名簿に記載する内容

構成員名簿には、団体のメンバー全員について次の情報を記載してください。

氏名 フリガナ 住所

在住・在勤・在学の確認について、練馬区内かどうかの確認は、名簿の住所欄で行います。

在勤・在学の場合は、勤務先名・学校名と所在地を住所欄に記載してください。証明書類の提出は不要です。

● 減額・免除を申請する場合（高齢者・中学生以下）

減額・免除を希望される場合は、次の情報・書類が必要です。

高齢者の方が対象の場合

*対象となる方の 生年月日（名簿に記載）

*対象者の 身分証明書のコピー（web 申請では PDF 又は画像を添付して申請）

中学生以下の団体の場合

名簿に生年月日が記載されていれば、身分証明書のコピーは不要です。

◆ 団体登録・ID 発行について

● 登録できない団体について

次のような団体は、Web・窓口ともに登録できません。

公序良俗に反する団体

暴力団や反社会的勢力と関係のある団体

特定の宗教活動を目的とする団体

これらに該当する場合は、団体登録や ID 発行はできません。

● 利用できない活動種目を選んだ場合

団体登録自体は可能ですが、当施設で利用できない活動種目（例：大型楽器の演奏、球技など）を選んだ場合は、抽選や予約の際に当施設を選択できません。

● 営利目的の団体（企業・法人）の方へ

営利を目的とする企業・団体でも、団体登録（ID 発行）自体は可能です。

ただし、当施設は営利目的での利用ができません。そのため、ID を取得しても、当施設の予約や利用はできません。

※ここから下は、当施設独自の特例運用です。以下の 1～4 の内容をご確認のうえ、ルールの範囲内でご利用ください。

1. 当施設は「多目的ホール」があるため、他施設より利用制限が緩やかに設定されています。
2. 下記の条件で当施設をご利用いただけますが、これは多くの施設では禁止されている

利用方法です。初めて利用する場合は、必ず利用内容を詳しく施設に説明したうえで予約してください。

3. 他施設にも独自の特例運用があります。他施設で利用できる方法でも、当施設では利用できない場合があります。初めての利用や、普段と異なる利用方法を検討している場合は、事前に当施設へご相談ください。

4. ルールを守らずに利用された場合、利用途中でも使用を中止していただくことがあります。

また、利用内容の変更をお願いしても改善が見られない場合は、利用をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

◆ 発表会などで登録外の方が参加する場合について

● 発表会での参加について

関区民ホールでは、発表会や仲間同士の披露など、主催者の方が参加者を事前に把握できる場合に限り、登録外の方の参加を認めています。

● 参加できる方の範囲

登録外の方が参加できるのは、次のような場合です。

1. 主催者が事前に把握している 家族・親戚・友人などの関係者、主催者が責任をもって参加者を確認できる場合。
2. 主催者や関係者と面識がない方が参加する場合は、有事や不測の事態が発生した時に連絡がとれるようその方の必要な情報を収集してください。
3. 自由に出入りするような受付方式は認められていません。

● 当日の確認について

当日は受付で、「本日の参加者はすべて把握されていますか」と確認させていただく場合がございます。主催者の方が全員を把握している場合のみ、ご利用いただけます。

◆ 不特定多数を対象とした催しで施設を利用する場合

● 基本的な考え方

コンサート、演劇鑑賞会、無料講座など、不特定多数の方を対象とした催しで施設をご利用いただく場合は、安全管理のため、主催者が参加者を把握していることが必要です。

● 事前申込について

受付の混雑を避けるため、事前申込による参加者の把握をおすすめしています。

● 当日参加がある場合

当日受付を行う場合は、参加者を確認するために、必要な情報をご記入いただきます。

主催者が必要と判断する項目の例：

「氏名」「電話番号」「住所」 など

どの項目を記入いただくかは、主催者が参加者を把握するのに必要な項目として決めます。

● 自由に出入りできる形式は利用できません

事前申込も当日受付も行わず、誰でも自由に出入りできる形式の催しはご利用いただけません。参加者の安全確保のため、必ず参加者を把握できる方法での運営をお願いします。詳しくは、施設にご相談ください。

◆ 練習利用における登録外メンバーの参加について

● 登録されていない方の参加について

サークル活動や音楽練習などの「練習利用」は、団体の内部活動として扱われます。そのため、団体に登録されていない方の参加はできません。不特定多数の方を自由に参加させる形式での利用もできません。

● 団体メンバーの管理について

練習に参加する方は、団体構成員名簿に記載されているメンバーのみとなります。

新しく参加される方がいる場合は、事前に名簿の更新をお願いします。

◆ 減免団体（65 歳以上・75 歳以上が半数以上）の登録外メンバー参加について

● 登録されていない方の参加について

減免制度を利用している団体であっても、団体構成員名簿に記載されていない方の参加はできません。練習に不特定多数の方を呼び込むこともできません。

● 構成員名簿と普段の利用について

普段の活動に参加するメンバーは、構成員名簿に記載されている方と一致している必要があります。新しく参加される方がいる場合は、事前に名簿の変更手続きをお願いします。

す。

● 減免制度の趣旨に沿った利用をお願いします

減免制度は、高齢者の方が中心となって活動する団体を支援する制度です。そのため、次のような利用は制度の趣旨に合いません。

若い世代の方が中心となって練習を行う

若者のみで指導の練習を行う

減免対象者以外の利用が続く（割合が多い）

このような場合は、一般団体として別の団体を作成していただく必要があります。

◆ 関区民ホール施設と関区民センター施設について

● 関区民ホール施設について

関区民ホールでは、次の施設をご利用いただけます。

*多目的ホール

*リハーサル室

これらは、一般の方が抽選・予約をして利用できる施設です。

● 関区民センター施設について

関区民センター内の「はつらつセンター」施設の一部は、はつらつセンターの業務時間外に限り、一般の方も利用できます。

利用できる時間帯：平日 17 時 30 分以降、日曜・祝日など

※機能回復訓練室は対象外です。

● 施設利用の目的

関区民センター施設（はつらつセンター部分）は、業務時間外の空き時間を地域の方に有効活用していただくために開放しています。

● 抽選・予約枠の変更点（新システム）

新しい予約システムでは、抽選・予約の枠が次のように変更されています。

抽選に参加できる枠：4 枠 → 6 枠

予約できる枠：8 枠 → 12 枠

多目的ホール

午前・午後・夜間の区分は従来どおりです。

多目的ホール以外の施設

午前・午後・夜間の区分がなくなり、
時間貸し方式になりました。

● セット予約の廃止

以前は「多目的ホール」と「リハーサル室」をセットで予約できましたが、
新システムではセット予約は廃止されています。

● 抽選・予約開始日の変更

新システムでは、次のように変更されています。

ID の取得が必須になりました

一時利用制度は廃止されました

空き枠の予約開始日：毎月 18 日 9 時から

また、団体の区分（区内・区外など）によって、抽選に参加できる期間や予約開始日が異なります。

● 区外団体の予約開始日について

*多目的ホール：利用日の 4 週間前から 2 週間前まで空き枠を予約できます。

*それ以外の施設：利用日の 2 週間前から前日まで空き枠時間を予約できます。

● 予約キャンセルとペナルティについて

*利用日の 1 週間を切ってキャンセルをするとペナルティが課せられます。

*利用開始時間を過ぎると申出があっても、無断キャンセル扱いになります。

*利用開始時間を過ぎても利用料を支払うとで、実際の利用の有無にかかわらず、ペナルティは課せられません。利用報告書を提出していただきます。

*利用終了時間を過ぎると支払いの意志があっても、無断キャンセル扱いになります。

*直前キャンセル：利用日翌日から 30 日間 Web からの抽選・予約ができません。

*無断キャンセル：利用日翌日から 90 日間 Web からの抽選・予約ができません。

*同日にペナルティが発生するキャンセルが複数あっても 1 回とみなします。たとえば、多目的ホールとリハーサル室の両施設がキャンセルとなってもペナルティが加算されません。

◆ 当日予約・当日延長・備品予約について

● 当日の予約について

登録団体（ID をお持ちの団体）は、当日に空きがある場合、窓口で予約できます。窓口で申込書に必要事項をご記入いただきます。

職員が予約を登録した後に必ずご自身で、内容をご確認ください。受付窓口で予約申請をして、職員が登録した予約は、利用者側で変更できません（キャンセルのみ可能です）

● 当日の延長・短縮について

当日の延長・短縮は、利用開始前に窓口でお申し出いただいた場合のみ可能です。延長は新規の予約扱いになります。

予約後に利用時間を短くする場合は、1 週間を切ってキャンセルする場合と同じ扱いになります。ペナルティが発生します。

● 多目的ホールをご利用の方へ

多目的ホールは、設備担当者との事前打ち合わせ（利用日の 2 週間前まで）が必要なため、2 週間を切ると予約も延長もできなくなります（当日の時間延長もできません）

備品の追加は可能です。

◆ 選挙利用の優先順位について

● 選挙利用は最優先となります

関区民ホールでは、選挙に関する利用が入った場合、一般の予約よりも優先して施設を使用することになります。これは、法律に基づき、選挙の実施が最優先されるためです。

● 予約済みの場合について

選挙が急に実施される場合（例：解散総選挙など）は、すでに一般の予約や主催事業が入っていても、選挙利用が優先されるため、予約が取り消しとなる場合があります。その際は、施設から個別にご連絡し、対応をご案内します。

● 帰宅支援ステーションとしての利用

関区民ホールは、災害時の「帰宅支援ステーション」に指定されています。

災害対応が必要になった場合は、選挙よりも優先して施設を使用する場合があります。

★関区民ホール・はつらつセンター（目的外利用）施設使用料金

区分		定員（人）	午前	午後	夜間	時間単位
			9時～12時	1時～5時	5時半～9時半	
ホ ー ル 区 民	多目的ホール	204	5,400 円	7,200 円	7,200 円	
	リハーサル室	35				400 円
は つ ら つ セ ン タ ー （ 目 的 外 利 用 ）	講習室	40				600 円
	娯楽室	15				400 円
	和室	15				200 円
	洋室 （多目的室）	50				800 円
	相談室	35				400 円

★関区民ホール（多目的ホール）の付帯設備・設備（貸出物品）

設備・物品	料金	設備・物品	料金
グランドピアノ	1000 円	音響調整卓	1000 円
演台 3 点セット	1000 円	*メインスピーカー 2 台	
金屏風	1000 円	*サイドモニター 2 台	
司会者台	500 円	*マイク・スピーカー・アンプー式	
指揮者台	500 円	調光装置	1000 円
指揮者用譜面台	500 円	ボーダーライト	500 円
緋毛氈	1000 円	サスペンションスポットライト	1000 円
長座布団	500 円	アッパーホリゾンライト	1000 円
高座用座布団	500 円	ローアホリゾンライト	1000 円
上敷ござ	500 円	サイドスポットライト	1000 円
国旗	100 円	シーリングスポットライト	500 円
花台	500 円	舞台基本セット *音響調整卓・調光装置・各種ラ イト（ローアホリゾンライト 除く）が含まれます	5000 円
ラジカセ	500 円		
ビデオプロジェクター	1000 円		
カラオケセット	1000 円		
ワイヤレスアンプセット	500 円		
DVD プレーヤー	0 円		
譜面台	0 円		

★リハーサル室付帯設備・設備（貸出物品）

設備・物品	料金	設備・物品	料金
アップライトピアノ	200 円	ラジカセ	100 円
ビデオプロジェクター	200 円	DVD プレーヤー	0 円
カラオケセット	200 円	譜面台	0 円
ワイヤレスアンプセット	100 円		

★はつらつセンター目的外設備（貸出物品）

◎貸出せる物品はありません。